

公益財団法人 松尾財団

助成事業 募集要項

公益財団法人 松尾財団では、広島県内で文化、芸術の振興、国際交流を図る活動を支援する為に助成事業をしています。

1. 助成対象となる団体

広島県内で文化、芸術に関する事業を5年以上続けている、次に掲げる団体とする。

- ① 財団法人
- ② 社団法人
- ③ 社会福祉法人
- ④ 特定非営利活動法人
- ⑤ 学校教育団体

2. 助成対象となる事業

文化、芸術の振興、国際交流を図る事業で、次にあげる要件を満たしている事業を対象とします。

- ① 音楽、演劇などの文化芸術の振興、国際交流活動を図る事業を通じて社会の平和に寄与する事業
- ② 活動の場が広島県内であり、広く県民に公開されていること。
- ③ 政治または宗教活動と関わりのない事業であること。

3. 助成金額

助成金額は、年額2,000万円限度として、助成対象となる団体の事業内容に従い決定する。

4. 助成期間

助成金支給期間は5年間を限度として、助成対象となる団体の事業内容に従い決定する。

5. 申請手続き

指定の申請用紙及び必要な添付資料を応募期間内に当財団へ郵送にて申請する。

6. 応募期間

下記の表のとおりとする。

応募受付期間	決定日
2020年4月1日～2020年4月30日	2020年6月1日

7. 申請手続き提出書類

- ① 助成申請書（所定書式）
- ② 定款・会則
- ③ 役員名簿または組織名簿
- ④ 前年度決算書および事業報告書
- ⑤ 活動状況のわかる資料（チラシ、画像資料等を含む）
- ⑥ 過去5年分の決算報告書

※申請書類の財団への持参、ファックスでの応募はご遠慮ください。

※お送りいただいた書類については、返却はいたしません。

※受付期日を過ぎた応募については受理いたしません。

※お送りいただいた書類に記載の情報は、個人情報保護法に基づき適切に処置いたします。

8. 選考方法

助成対象先は、1～2団体程度とし、当財団の選考委員会にて決定する。選考は、書類審査とする。
※所定の申請書類に加え、更に詳しい書類等の提出依頼をさせて頂くことがあります。

9. 選考通知

助成対象先を決定後、6月30日までに結果を連絡責任者宛てに書面にて通知する。
助成先として採用されなかった申請者にも通知を行う。

10. 支給方法

- ① 選定された申請者には、「助成金決定通知書」と「助成金受領応諾書兼振込依頼書」及び「誓約書」を当財団より申請者へ郵送し、申請者は必要事項を記入の上、当財団まで返送する。
- ② 当財団は、「助成金受領応諾書兼振込依頼書」及び「誓約書」と引き換えに助成金を振込にて交付する。
- ③ 申請者は、助成金給付後、速やかに「助成金受領書」を提出する。

11. 助成金の取消し、返還

助成金受給団体が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、支給決定の取消し、またはすでに支給した一部もしくは全部の返還を求める。

- ① 虚偽の申し出または報告をおこなったとき。
- ② 対象となる事業活動が中止になったとき。

12. 助成金の減額

選考委員会において総合的に判断し、助成金額を減額する場合がある。

13. 助成金受給者の報告義務

助成金給付事業完了後には、原則1か月後以内に、当財団所定の報告書を提出しなければならない。

14. 助成決定後の注意事項

- ① 助成金受給団体は報告対象となる助成金による取得物及び提出対象となる成果物に対しては、「公益財団法人 松尾財団助成事業」の表示を所定の方法に従って掲載してください。
- ② 申請内容に変更が生じた場合は、直ちに報告してください。
- ③ 事業等が予定の期間内に完了しないとき、または中止になったときは、直ちに報告してください。

お問合せ先（書類提出先）

公益財団法人 松尾財団 事務局
〒730-0041 広島市中区小町6-30
Tel : 082-236-8115
mail: infozai@matsuo-zaidan.or.jp